

入湯税特別徴収の手引

入湯税の申告についてのお問い合わせ先及び申告書の提出先

〒 8 6 1 - 2 4 9 2

熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3 2 5 9

西原村役場 税務課

TEL 0 9 6 - 2 7 9 - 4 3 9 5

1. はじめに

入湯税は鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担していただく税金です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び西原村税条例の規定により鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯客から徴収していただき、毎月、西原村に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧ください、入湯税の徴収方法や申告納入の手続についてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

2. 入湯税の概要

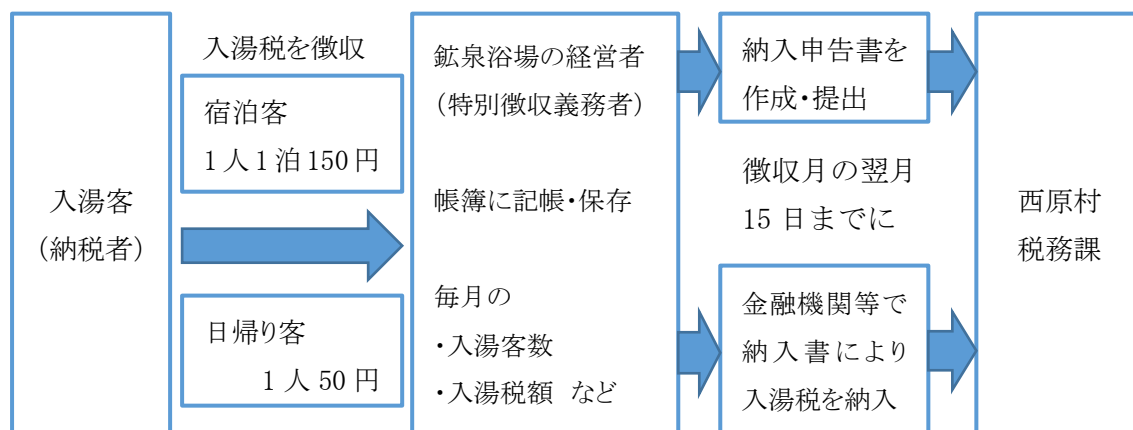
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については特別徴収の方法によることとされています。

(1) 西原村の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客
課税免除される方	① 年齢 12 歳未満の方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方
税率	① 宿泊客 1 人 1 泊につき 150 円 ② 日帰客 日帰りの休憩について 50 円 ③ 修学旅行の中高校生 中学生及び高校生で教師が引率する修学旅行について 50 円
徴収の方法	徴収については、特別徴収の方法(地方公共団体以外の方に徴収していただく方法)による。
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
特別徴収の手続	特別徴収義務者(鉱泉浴場経営者)は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、納入金を西原村に納入してください。
特別徴収義務者の申告	① 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記載した経営申告書を村長に提出してください。 ② 提出した経営申告書の内容に異動があったときは、直ちにその旨を記載した経営申告書を提出してください。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から 1 年間保存してください。

(2) 入湯税納入の流れ



3. 納税義務者

納税義務者は、村内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入湯客です。

※ 「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

※ 温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も、入湯税の課税対象となります。

4. 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

（１）年齢 12 歳未満の方

・小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。

（２）共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

・「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。

・「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設をいいます。

5. 税率

宿 泊 客 1 人 1 泊につき 150 円

日帰り客 1 人につき 50 円

・同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は 1 人 1 泊につき、日帰り客は 1 人につき 1 回入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場において入湯する場合にはそれぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます。

6. 徴収の方法

入湯税の徴収は特別徴収の方法によります。

特別徴収とは、法律および条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、西原村に納入していただく方法です。

7. 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、鉱泉浴場を経営されている方です。

8. 特別徴収の手続

(1) 納入申告書の提出 ※ 6 ページの記入例参照

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 納入書による納入

納入金については、毎月 15 日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、次に記載する金融機関等を通じて納入書により納入してください。

【村税の納付・納入場所】 ※ 令和 3 年 6 月現在

① 西原村会計課

② 指定金融機関、収納代理金融機関

肥後銀行、熊本銀行、阿蘇農業協同組合、熊本第一信用金庫

九州内の郵便局及びゆうちょ銀行（ただし納期限後及び沖縄県ではお取り扱いできません）

9. 経営申告書の提出

鉱泉浴場を営営しようとするときや、経営申告事項の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記入した「経営申告書」を提出してください。 ※ 7 ページの記入例参照

(1) 新たに鉱泉浴場を営営しようとするとき

鉱泉浴場を営営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに申告してください。

(2) 申告した内容に異動があったとき

営営されている方や施設の内容、利用料金など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告をお願いします。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、経営申告書については、鉱泉浴場を営営する全ての方に必ず提出していただく必要があります。

10. 帳簿（徴収原簿）の記載

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、①毎日の入湯客数、②入湯料金及び③入湯税額などを帳簿に記載し、1 年間保存してください。

なお、帳簿につきましては、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式で構いません。

11. 実地調査

鉱泉浴場に対しては、必要に応じて実地調査を行わせていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

12. よくある質問

問1 宿泊客の1人から、病気や怪我などにより温泉に入湯していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればいいですか。

答1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものでありますので、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、返金いただく必要があります。

入湯しているかどうかの判断については、一般社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考え難く、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には困難と考えられることから、実務的には、入湯していないという申出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収することになります。

問2 入湯税を申告しなかったり、納入しなかった場合は、どうなりますか。

答2 法律及び条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月分の入湯客数、税額、その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならないこととされています。

期限までに申告しなかったり、過少な申告をした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入がない場合には、税金のほかに延滞金を納めていただくことがあります。

期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合には、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いします。

13. 申告書等の記入例

課長		主幹		係長		係		調定年月日	
入 湯 税 納 入 申 告 書 (令和 ○年 ○月分)									
西 原 村 長 殿					令和 ○年 ○月 ○日				
特別徴収義務者 氏 名					※個人であれば鉱泉浴場の経営者名、 法人であれば鉱泉浴場を 経営している法人名及び代表者名 (代表者印を捺印)				
西原村税条例第145条第3項の規定により下記のとおり入湯税の納入について申告します。									
営業種目	温泉				税 額	147,500 円			
営業所の所在地	熊本県阿蘇郡西原村大字○○××番地				内 訳	1 宿 泊 150円× 150人= 22,500円			
称 号	西原○○温泉					2 日 帰 憩 50円× 2,500人= 125,000円			
営業主 住所	熊本県阿蘇郡西原村大字○○△△番地					3 修学旅行 の中高生 50円× 人= 円			
氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○				その他免税分				

入湯税の明細書

日付	宿 泊	日帰・休憩	修学旅行の中高生	その他免税分	日付	宿 泊	日帰・休憩	修学旅行の中高生	その他免税分
1		130			17		0		
2	6	139			18	10	83		
3		82			19	13	59		
4	10	76			20		0		
5		74			21		15		
6		134			22	20	82		
7	15	83			23		90		
8		89			24	6	19		
9		81			25		155		
10		126			26		139		
11	7	96			27	14	62		
12	5	27			28		113		
13		108			29		77		
14	18	20			30	9	92		
15	11	35			31	6	118		
16		96			計	150	2,500		

* 入湯税は特別徴収制度でお客様が納入された税金です。

* 申告と納入は翌月15日です。期限までに必ず申告と納入をお願いします。

入湯税特別徴収義務者の経営申告書

熊本県阿蘇郡西原村長 様

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日提出

1 住 所 熊本県阿蘇郡西原村大字○○△△番地

2 名 称 株式会社 ○○○○

3 代表者氏名 ○○ ○○ 印 ※ 代表者印を捺印

4 個人番号又は法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○

5 鉱泉浴場所在地 熊本県阿蘇郡西原村大字 ○○××番地

6 鉱泉浴場名称 西原○○温泉

7 帳簿記載責任者氏名 △△ △△

8 電話番号 096-279- ○○○○

9 経営開始日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 月

10 営業時間 ○時 ○分～ ○時 ○分

11 最大収容人員 ○○○ 名

12 その他（特記事項）

- ☒ 開始
- ☐ 変更
- ☐ 廃止
- ☐ 休業
- ☐ 再開

異動日、異動事項、異動事由等

14. 参考資料（条例の規定等）

（1）西原村税条例（抄）

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- （1） 年齢12歳未満の者
- （2） 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は次に掲げる区分による。

- （1） 1人1日について150円
- （2） 日帰りの休憩について50円
- （3） 中学生及び高校生で教師が引率する修学旅行について50円

（入湯税の徴収の方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を村長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条及び第147条 削除

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を村長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、村長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載事務等)

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

(2) 西原村税条例施行規則(抄)

(入湯税の税率)

第22条 西原村税条例第143条第1号については、泊を単位とするものとする。

(3) 地方税法(抄)

第四章 目的税

第四節 入湯税

(入湯税)

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第七百一条の三 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第七百一条の四 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の

経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれ

に应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

四 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第七百一条の十一 入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

二 市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に

係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第七

百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第三項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

6 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

7 第二項の規定は、第五項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。